平成２４年（フ）第１７７号
愛知県弥富市稲荷３丁目52番地
債務者　有限会社ベルジュール
代表者取締役　松村　仁沢
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後２時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６号
長野県諏訪郡富士見町落合9984番地
債務者　株式会社坂本組
代表者代表取締役　坂本　　毅
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢﨑　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時30分
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２９０号
札幌市北区篠路町篠路394番地15
債務者　有限会社豊栄化成工業
代表者代表取締役　小本　　豊
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　輝仙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
北海道室蘭市東町４丁目７番10号
債務者　東洋建設株式会社
代表者代表取締役　木藤　義夫
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後１時30分
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県宝塚市長谷字道谷１―116、商業登記簿上の所在地兵庫県尼崎市猪名寺３丁目16番43号
債務者　有限会社東洋マイクロ
代表者取締役　木村　剛文
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時30分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０５０号
東京都港区芝浦３丁目10番６―1103号
債務者　天哲ＩＮＤＵＳＴＲＩＡＬ株式会社
代表者代表取締役　澤井　隆宏
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縣　　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４号
北九州市小倉北区米町１丁目３番１号
債務者　財団法人北九州ケーブルビジョン
代表理事　柴田　一郎
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２３号
名古屋市中区大須４丁目13番46号
債務者　株式会社ライトハウス
代表者代表取締役　早川正一郎
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　研介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４号
山梨県南アルプス市藤田2283番地
債務者　有限会社青柳工業所
代表者代表取締役　青柳　　繁
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　成輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午前10時
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
福岡県大牟田市西新町15番地17
債務者　有限会社サンワエンジニアリング
代表者代表取締役　西村　和久
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後３時
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６号
宮崎県延岡市古城町１丁目３番地８
債務者　吉岡　宜彦
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　律男
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年４月20日午後３時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８号
岡山県倉敷市川入856番地27
債務者　衣笠　泰三
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小串　典介
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
神奈川県相模原市南区文京２丁目16番３―504号
債務者　照沼　良晃
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６号
新潟県三条市中新22番45号
債務者　佐野　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海津　　諭
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２４号
北海道室蘭市清水町２丁目13番10―307号
債務者　木藤　義夫
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
北九州市八幡東区槻田１丁目１番21号　201号伊藤みゆき方
債務者　平野　登裕
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　進
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部